

緊急小口資金特例貸付の申込みを郵送希望される方へ

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会

■所沢市社会福祉協議会のホームページから、様式をダウンロードしてください。

- (1) 特例貸付(緊急小口資金)専用借入申込書
- (2) 特例貸付(緊急小口資金)借用書
- (3) 特例貸付(緊急小口資金)重要事項説明書
- (4) 収入の減少状況に関する申立書

※収入状況が明らかになる書類(減収前後の給与明細(写)、減収前後の預金通帳(写)等)のご用意ができない場合、使用してください。

- (5) 特例貸付(緊急小口資金)相談者用 チェックリスト

■ダウンロードした様式に記入例を参考にしながら必要事項を記載し、下記の必要書類を添付の上、所沢市社会福祉協議会にご郵送ください。お申し込みにあたり書類の記入等、ご不明な点がありましたら、次ページの問い合わせ先までご連絡ください。

【申請に必要な書類】

- ①特例貸付(緊急小口資金)専用借入申込書
- ②特例貸付(緊急小口資金)借用書
- ③特例貸付(緊急小口資金)重要事項説明書
- ④収入状況が明らかになる書類

例:減収前後の給与明細、減収前後の預金通帳(写)等

※収入状況が明らかになる書類が用意できない場合、「収入の減少状況に関する申立書」に必要事項を記載の上、ご提出ください。

- ⑤住民票(世帯全員分の記載をお願いします。マイナンバー不要)
- ⑥貸付金を振り込む申込者名義の預金通帳(写)

※郵便局の場合は、必ず口座番号が記載されている通帳(写)をお願いします。

- ⑦本人確認書類

※運転免許証(写)もしくは顔写真付き証明書(写)。ない場合は健康保険証(写)

- ⑧特例貸付(緊急小口資金)相談者用 チェックリスト

■ 申し込みの際の留意事項

- ・埼玉県社会福祉協議会に書類が到着後、審査があります。
- ・特例貸付は、据置期間後に償還（返済）が伴います。
- ・特例貸付を借りた方に対する償還免除については現段階では詳細が決まっていないため、詳細が判明次第、県社会福祉協議会でお知らせがある予定です。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申込みはできません。
- ・生活保護受給世帯や、従前から就業していない等収入の減少がない場合は、貸付の対象となりません。対象者であるかについてご不明な場合はご相談ください。
- ・必要書類等でご不明な点がありましたらご相談ください。
- ・消せるボールペンで記載しないでください。

● 書類提出の際に下記について特にお気を付けてください。

- ・記入見本を確認しながら記入をお願いします。
- ・書類の書き間違い等の訂正する場合は、2本線で消した後に、押印してください。
- ・住民票は、世帯全員分が記載されたものをご提出ください。
(記載がないと取り直しとなります)
- ・相談者用チェックリストは「全申込世帯共通の必要書類」「確認事項」両方を必ずご確認いただき、を入れてください。借用書は各自コピーしていただき、申込控えとしてください。

【書類送付先】

〒359-1112
所沢市泉町1861-1
所沢市こどもと福祉の未来館1階

所沢市社会福祉協議会
「緊急小口資金受付担当」行

【問い合わせ先】

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会
TEL 04-2968-3960
※業務時間 土日祝日除く平日8:30~17:15